

ドッグランは、利用者ひとりひとりが利用規約を厳守し、ドッグランの管理運営にご協力いただくことで、維持継続が成り立っています。すべての方とその愛犬が心地よく過ごすために利用者の方々自らが責任を持ちマナーを守り、お互い協力しあってご利用ください。

《ドッグランの利用登録をされる方へ》

- ◎以下の事項に対し、同意した上で、ドッグラン利用登録申請をお願いします。
- ◎利用登録された方は、本ドッグラン利用規約に同意したものとします。

《利用登録について》

- ◎笛吹川フルーツ公園のドッグランは「利用登録制」です。
- ◎「体重 8 kg未満の犬専用」「ワンちゃんランド エイト」と「体重 4 kg未満の超小型犬専用」「ワンちゃんランド フォー」があります。ドッグラン施設を利用される場合は、**利用前に登録が必要です。**

(1) 登録の際には、次の必要書類を揃え、公園管理事務所にて手続きをおこなってください。

- ①ドッグラン利用登録申請書（申請書は、公園管理事務所に備え付け、もしくは公園 HP よりダウンロードができます。）
- ②犬鑑札またはマイクロチップ装着証明書
- ③当該年度の狂犬病予防注射済票あるいは申請日から1年以内の狂犬病予防注射済証

- 必要書類が、ひとつでも揃っていない場合は、登録受付が出来ません。**
- 事情により狂犬病予防注射が打てない犬は猶予証明書をお持ちください。
- ②・③の書類については、コピーを取らせていただきます。
- 利用登録申請書の個人情報に関しては、ドッグランの運営管理・登録以外の目的には使用いたしません。



マイクロチップ の認識番号	392148052896545
------------------	-----------------

(2) 利用登録の受付時間は下記となります。

- 9時00分～17時00分

(3) 利用登録証の有効期限は【登録月から1年間】です。

- その際は、「利用登録証」と「当該年度の狂犬病予防注射済票」を持参のうえ、公園管理事務所**で更新手続き**をおこなってください。



《ご利用いただくにあたっての注意事項》

(1) ドッグランの利用時間は以下のとおりです。

- 9時00分～17時00分

※季節により時間の変更がございます。

※施設のメンテナンスや悪天候等により利用時間の変更や施設の利用ができなくなる場合があります。

(2) ドッグラン施設の利用登録が未登録の犬や犬を連れていない方（登録者の同伴者は除く）のご利用はできません。

(3) **体重 8 kgを超えている犬はご利用できません。**

(4) 犬以外の動物（ペット）はご利用できません。

(5) 発情期のメス犬、病気（皮膚病など）の犬、凶暴性のある犬はご利用できません。

(6) 利用登録済みでも法令等により定められた狂犬病予防接種を1年以内に受けていない犬はご利用できません。

接種後、更新手続きにより利用できます。

(7) ドッグラン内での競技（スポーツ）を目的とした練習や闘犬を目的とした犬はご利用できません。

また、訓練士等の営業活動や物販行為等もご遠慮ください。

- (8) ドッグラン施設には、必ず犬と飼い主は一緒に入退場して下さい。犬だけをドッグラン内に放置したまま、外に出ないでください。
- (9) ドッグラン施設内に入れるのは、利用登録した飼い主と同伴者になります。
◆中学生以下の方がご利用の場合は保護者の同伴が必要です。
- (10) ドッグラン施設を利用する際は、ドッグラン利用登録証が見えるように首から下げてください
- (11) 多頭登録をしている利用者（飼い主）は、ドッグラン施設内で同時に放せる犬は、1人の利用者（飼い主）に対し1頭とします。
- (12) すべてのドッグラン利用登録者（飼い主）は、ドッグラン施設を利用する際には、常に自分の犬から目を離さず、また同伴者や他の犬の行動にも気を配り、他の犬や利用者の迷惑とならないよう、仲良く譲り合い、自らの責任において、ご利用ください。
- (13) 飼い主は、犬をドッグランの雰囲気になじませてからリードをはずすようにしてください。
◆ドッグランの利用に慣れていない犬や飼い主の命令が聞けない（呼んでも戻ってこない）など訓練が不十分な犬はリード（引き綱）を外さず、遊ばせてください。
◆他の利用者や他の犬がいるときは、互いの様子をよく観察して慎重に対応してください。
- (14) ドッグラン内では飲食（ドックフード等を含む）、（ただし犬用の飲料水は除く）や喫煙は禁止とします。
- (15) 犬のフンやゴミなどは、飼い主が責任をもって持ち帰ってください。
- (16) ドッグラン内でのシャンプーやブラッシング等をご遠慮ください。
- (17) 利用者をご自身の責任において十分な事故防止措置をとってください。ドッグラン内でのトラブル（事故・犬の負傷・死亡・盗難・噛みつき等）は、飼い主同士の責任で解決してください。いかなる場合でも公園管理者は一切責任を負いません。
- (18) 犬が掘った穴や施設・設備などを損壊した場合には、利用者（飼い主）の責任において現状復帰していただきます。
- (19) 公園管理事務所または、公園スタッフの指示に従わない場合やその他、管理運営上、支障があると判断した場合には、利用をお断りします。
- (20) 本利用規約を守らない、その他迷惑行為があった場合には、利用登録を抹消します。
- (21) 本利用規約は予告なく改訂する場合があります。

<犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務>

厚生労働省令 狂犬病予防法により、犬の飼い主として、次項が義務付けられています。

- (1) 現在居住している市区町村に飼い犬の登録をすること。
- (2) 飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること。
- (3) 犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること。

これらを怠ると20万円以下の罰金の対象となると定められております。



笛吹川フルーツ公園

指定管理者：やまなしフルーツパークパートナーズ
笛吹川フルーツ公園管理事務所
〒405-0043 山梨県山梨市江曾原 1488 番地
TEL 0553-23-4101 FAX 0553-23-4103